

令和6年第4回

富谷市議会定例会議案書

令和6年11月29日提出

富 谷 市

令和6年第4回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1号	富谷市税条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 2号	富谷市敬老祝金等支給条例の一部改正について・・・・・・・・	3
議案第 3号	令和6年度富谷市一般会計補正予算（第5号）・・・・・・・・	別冊
議案第 4号	令和6年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）・・・・	別冊
議案第 5号	令和6年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第3号）・・・・	別冊
議案第 6号	令和6年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）・・・・	別冊
議案第 7号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	5

承 認

承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度富谷市一般会計補正予算（第4号））・・・・・・・・・・・・・・・・	6
--------	--	---

議案第 1 号

富谷市税条例の一部改正について

富谷市税条例（昭和 29 年富谷町条例第 5 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

低所得者の方の経済的負担を軽減する観点から、個人市民税の非課税限度額を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

富谷市税条例の一部を改正する条例

富谷市税条例（昭和29年富谷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第23条 略 （個人の市民税の非課税の範囲） 第24条 略 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が<u>35万円</u>にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に<u>21万円</u>_____を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 第25条～第150条 略	第1条～第23条 略 （個人の市民税の非課税の範囲） 第24条 略 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が<u>28万円</u>にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に<u>16万8,000円</u>を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 第25条～第150条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第24条の規定は、令和7年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和6年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 2 号

富谷市敬老祝金等支給条例の一部改正について

富谷市敬老祝金等支給条例（平成4年富谷町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年11月29日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

特別敬老祝金の支給期日について、所要の改正を行うもの。

富谷市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例

富谷市敬老祝金等支給条例（平成4年富谷町条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第4条 略 （敬老祝金等の支給期日） 第5条 略 2 特別敬老祝金は、その年に限りその者の誕生日に支給する。<u>ただし、市長が特に必要と認めたときは、誕生日後に支給することができる。</u> 第6条・第7条 略	第1条～第4条 略 （敬老祝金等の支給期日） 第5条 略 2 特別敬老祝金は、その年に限りその者の誕生日に支給する。_____ _____ 第6条・第7条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

議案第 7 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により，下記のとおり指定管理者の指定をしようとするにつぎ，議会の議決を求める。

記

- 1 公 の 施 設 の 名 称 富谷市地域活動支援センター
- 2 指定をしようとする団体 富谷市富谷西沢13番地
社会福祉法人富谷市社会福祉協議会
- 3 指 定 の 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月29日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により，指定管理者の指定をしようとするにつぎ，議会の議決を求めるもの。

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度富谷市一般会計補正予算（第 4 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別冊のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので，その承認を求めるもの。